令和９年度　新富町放課後児童クラブ入会申込みのおしらせ

新富町では、児童の健全育成を目的として、保護者が就労や病気などにより下校時不在で、児童のみになる家庭の小学校就学児を対象に、適切な遊びと生活の場を提供する「放課後児童クラブ事業」を実施しています。

≪申込み受付期間≫

令和８年１１月16日（月）～令和８年１２月28日（月）

≪提出書類≫

① **令和９年度放課後児童クラブ入会申請書**
② **児童クラブ入会健康状況調査票**
③ **就労・就労予定証明書／入会理由申告書兼申立書**

｝全てそろえて提出

≪提出先≫　希望の各児童クラブ

≪申込みにあたっての注意点≫

◎　提出書類が**全てそろっていない場合は受付できません**。あらかじめご了承ください。
（封筒の**『提出書類チェックリスト』**で確認をお願いします。）

◎　申込み受付期間を過ぎてからの申請、書類がすべてそろっていない場合は、優先順位が期間内に申込まれた人よりも後になりますので、ご注意ください。

◎　**入会理由証明書の雇用期間の定めが、令和９年３月31日以前となっている方については、４月１日からの雇用期間の定めがあるものを再度提出していただきます**ので、あらかじめご了承ください。
※再提出の期限は**令和９年３月19日（金）＜期限厳守＞**です。

◎　それぞれの児童クラブで開設日、開設時間、児童クラブでのきまりなどを設けています。事前の見学を**必ず**お願いします。

◎　就労・就労予定証明書について
保育所に弟妹等在園されている方は、保育所用の就労証明書の写しでも可です。
児童クラブに提出する際、**保育所用の就労証明書の写しを必ず添付**し提出してください。
児童クラブおよび役場で写しをとることはいたしません。

≪審査結果について≫

◎令和９年度４月から利用の入会決定は、３月上旬に通知します。

※裏面もご覧ください

要保護児童・準要保護児童
児童扶養手当受給者の皆さまへ

新富町福祉課長

放課後児童クラブ利用料負担軽減分の支給について（おしらせ）

日頃から本町の福祉行政へのご理解とご協力をいただきありがとうございます。
さて、新富町では、令和３年度より子どもたちの健全な育成を支援するため、下記の要領で児童クラブの利用料の一部を支給することとなりました。
今後もお子様方の健やかな成長を心よりお祈り申し上げます。

記

１	対　象　者	要保護児童・準要保護児童 上記に該当しない児童扶養手当受給者
２	支給額及び支給月	児童１人あたり 2,000 円／１か月 ６月、９月、１２月、３月（年４回）
３	振　込　口　座	児童手当登録口座

※支給対象者には「令 ９ 年度　新富町放課後児童クラブ利用者要保護児童等負担軽減助成事業支給決定通知書」をお送りいたします。
※毎月規定の利用料を児童クラブに納入お願いいたします。納入の確認ができない場合は支給できませんのでご注意ください。
※支給は３カ月毎の上記支給月に、児童手当登録口座に振込みます。確認をお願いします。内容にご不明なところがございましたら福祉課までご連絡下さい。

新富町役場福祉課　児童福祉子育て支援係
電話　０９８３-３３-１２９３（直通）